

日常生活のきまり

I. 登校・下校

1. 登校時刻(8時 30 分)に遅刻をしない。
下校時刻(16 時 50 分)を守る。
部活動等による延長活動については、原則として 18 時 30 分までとする。(事前の届出と顧問の在
校が必要)
2. 始業時刻から終業時刻までは外出を認めない。止むを得ず外出する必要がある場合には、生
徒手帳の諸届欄に必要事項を記入して担任の許可を得る。
3. 登下校途中に交通事故等に遭った場合には、直ちに警察(110 番)に電話をし、その後学校に
も連絡をする。
4. 授業日ではない土曜日、日曜日、年末年始(12 月 29 日～1月3日)、閉庁日は登校できない。
ただし、部活動等で登校を希望する場合には、事前の届出と顧問の在籍を条件に登校が認めら
れる。

II. 服装・身だしなみ

1. 制服は高校生としての品位を保つよう清潔端正でなければならない。ピアス等の装飾品は身に
つけずパーマ、染色等は禁止する。
2. 制服は次のとおりとする。
(1)男子…黒色の詰襟学生服上下(市販可、指定のボタンを付ける)・白色ワイシャツ(市販可)
夏期(6月1日～9月 30 日)は、指定服(白色ワイシャツ・グレーズボン)を着用する。
(2)女子…指定服(ジャケット・スカート・リボン・紺または黒ニットベスト)・白色ブラウス(市販可)
夏期(6月1日～9月 30 日まで)は、指定服(白色ブラウス・スカート)を着用する。ただし、夏期のリ
ボンは学校行事等必要と思われるときに着用する。
※夏期着用スカート(入学時購入のスカートと同色同柄の薄地)は、希望購入とする。
※スカートを切って丈を詰めてはならない。
(3)男子は校章を詰襟の左襟に、女子はジャケットのボタンホールに付ける。
(4)男女共、夏期で長袖・半袖の白ワイシャツ、白ブラウスを着用の時は、左袖に指定の校章ワッペ
ンをつける。
(5)男女共、長袖・半袖の白ワイシャツ、白ブラウスの上に紺または黒の単色無地ニットベストを着用
してもよい。カーディガンを着用する場合、その色はニットベストに準じる。
※衣替え移行期間は5月 11 日～6月 15 日、9月 10 日～10 月 15 日とする。
3. 通学には短靴を用いる。
4. 上履きは学年色の入った指定のものを用いる。
5. 冬期の通学時は必ず上着を着用する。
6. コートは派手でないものを着用する。

7. 授業のない日でも登校の際は制服を着用する。
8. 特別な事由によって異装の必要のある時は、ホームルーム担任に届け出て許可を得る。

III. 問題行動

法律に反する行為のほか、バイク登校(同乗含む)、不正行為、指導無視、暴言、授業妨害、その他不適切な行為、東高校の生徒としてふさわしくない行為があった場合には、学校として厳しい指導の対象とする。

IV. 校内施設の利用

1. 校内の施設ならびに教具等は、ていねいに扱い、あやまって破損した場合は、関係の先生に申し出て指示を受ける。場合により弁償の責任を負う。
2. 所属のホームルーム教室および部室以外の場所を使用希望する場合には、あらかじめ関係の先生に申し出て許可を受ける。
3. 掲示・印刷物等の配布については、あらかじめ学校の許可を受け、掲示は所定の場所にする。

V. 所持品

1. 生徒手帳・生徒証は常に所持する。
2. 学校生活に好ましくないものは持って来ない。
3. 所持品を紛失したり、拾得物があった場合には、直ちにホームルーム担任、または生活指導部の係の先生に届け出る。

VI. 美化

1. 保健・公衆衛生の立場から校内の美化に努め清潔を心掛ける。(特に部室等は清潔に保ち整理整頓に留意する)
2. 清掃当番は責任をもってその任に当たる。

VII. 諸届・諸願

1. 諸届・諸願は定められた様式によって、すみやかに関係の先生に提出する。

VIII. 校外生活

1. 校外の団体等に加入する場合は、あらかじめ学校に届け出る。
2. アルバイトは原則として禁止する。ただし、止むを得ない事情でアルバイトをしなければならないときは、保護者の同意を得た上で学校に届け出る。

IX. 昼食購入

1. パン・牛乳等は、自販機または売店で購入する。

2. 食事または昼食購入のための外出は禁止する。

X. その他

1. 所持品には必ず校名・学年・組・氏名を記入する。

2. 貴重品は必ず身につけ、盗難に注意する。また、体育授業時などは個人ロッカーに入れて施錠するなどして自己管理を徹底する。

(以上は、令和3年4月1日現在のもの)